

2022年1月31日

## 株式交換に関する事前開示書面

大阪市中央区備後町三丁目2番6号  
シキボウ株式会社  
代表取締役社長執行役員 尻家 正博

当社は、2022年3月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社マーメイド広海（以下「マーメイド広海」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、2022年1月31日付で両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換について、会社法（以下「法」といいます。）794条1項および法施行規則（以下「施行規則」といいます。）193条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

- 1 株式交換契約の内容（法794条1項）  
別紙①「株式交換契約書」のとおりです。
- 2 交換対価の相当性に関する事項（施行規則193条1号、法768条1項2号および3号）  
別紙②「交換対価の相当性に関する事項」のとおりです。
- 3 新株予約権の定め相当性に関する事項（施行規則193条2号、法768条1項4号および5号）  
該当事項はありません。
- 4 株式交換完全子会社に関する事項（施行規則193条3号）
  - (1) 最終事業年度に係る計算書類等（同号イ）  
別紙③「計算書類等（株式会社マーメイド広海）」のとおりです。
  - (2) 最終事業年度の末日後の臨時計算書類等（同号ロ）  
該当事項はありません。
  - (3) 最終事業年度の末日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（同号ハ）  
該当事項はありません。
- 5 株式交換完全親会社に関する事項（施行規則193条4号イ）  
最終事業年度の末日後の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。
- 6 株式交換の効力発生日後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（施行規則193条5号）  
本株式交換は法799条1項3号に掲げる場合に該当せず、本株式交換について異議を

述べることができる債権者がいないため、該当事項はありません。

以上

## 株式交換契約書

シキボウ株式会社（以下「甲」という。）と株式会社マーメイド広海（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式（但し、甲が有する乙の普通株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

### 第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：シキボウ株式会社

住所：大阪市中央区備後町三丁目2番6号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社マーメイド広海

住所：静岡県浜松市西区湖東町1970番地の1

### 第3条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年3月1日とする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

### 第4条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て等に関する事項）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、第7条に定める乙の自己株式の消却が行われた後の株主であって、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の合計数に0.40を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、各本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.40株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。

- 3 前二項の規定に従って本割当対象株主のそれぞれに対して割り当てる甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理する。

#### 第5条（甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 金0円
- (2) 資本準備金 金0円

#### 第6条（株式交換承認決議等）

- 1 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく、本株式交換を行う。但し、会社法796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。また、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。
- 2 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認その他関係法令により必要となる手続を行うものとする。但し、本株式交換に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第7条（自己株式の消却）

乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時までに保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

#### 第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本株式交換に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

#### 第9条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本株式交換の目的の達成

が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに本契約について第6条各項に定める甲の株主総会又は乙の株主総会の承認が得られなかったとき（但し、甲については株主総会の承認が必要となった場合に限る。）、法令に定める関係官庁の認可若しくは承認が得られなかったとき、又は第9条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

#### 第11条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第12条（印紙税）

本契約書にかかる印紙税は、甲乙折半して各自負担する。

#### 第13条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上でこれを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2022年1月31日

甲： 大阪市中央区備後町三丁目2番6号  
シキボウ株式会社  
代表取締役 社長執行役員 尻 家 正 博

乙： 静岡県浜松市西区湖東町1970番地の1  
株式会社マーメイド広海  
代表取締役 末 廣 勝 彦

## 1. 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

## (1) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	マーメイド広海 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.40
本株式交換により 交付する株式数	当社の普通株式：184,960株（予定）	

## (注1) 株式の割当比率

当社は、マーメイド広海株式1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）0.40株を割当交付いたします。ただし、当社が保有するマーメイド広海株式（2022年1月31日現在1,137,600株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、当社およびマーメイド広海が協議し合意の上、変更することがあります。

## (注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、当社がマーメイド広海の発行済株式の全部（ただし、当社が保有するマーメイド広海株式を除きます。）を取得する時点の直前時のマーメイド広海の株主の皆様に対して、その保有するマーメイド広海株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。

また、本株式交換に際して交付する当社株式は、全て当社が保有する自己株式（2021年9月30日現在346,256株）を充当する予定であり、当社が新たに株式を発行することは予定しておりません。

## (注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（1単元（100株）未満の株式）を保有することとなるマーメイド広海の株主の皆様におかれましては、当社株式に関する下記の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

## ① 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項および当社の定款第9条の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを当社から買い増すことができる制度です。

## ② 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(2) 本株式交換に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

マーメイド広海は、新株予約権および新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠および理由

当社およびマーメイド広海は、本株式交換に用いられる上記1.(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、さくら萌和有限責任監査法人(以下「さくら萌和」といいます。)を、第三者算定機関に選定いたしました。

当社およびマーメイド広海は、第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率算定結果、当社およびマーメイド広海の財務状況、資産状況、将来の見通し等を踏まえ、当社およびマーメイド広海で交換比率について、慎重に協議、検討を重ねてまいりました。その結果、本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、本株式交換比率により本株式交換を行うことといたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社および対象会社との関係

第三者算定機関であるさくら萌和は、当社およびマーメイド広海からは独立した算定機関であり、当社およびマーメイド広海の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

さくら萌和は、当社については、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用して算定を行いました。

非上場会社であるマーメイド広海についても、同様に将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

各評価方法における当社の1株当たりの株式価値を1とした場合のマーメイド広海株式の評価レンジは、下記のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ
DCF法	0.27~0.47

さくら萌和は、株式交換比率の算定に際して、公開情報およびさくら萌和に提供さ

れた一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性についての検証は行っておりません。当社、マーメイド広海およびその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産および負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。

なお、DCF法による算定の前提とした当社およびマーメイド広海の事業計画において、大幅な増減益となることが見込まれている事業年度はありません。また、当該事業計画は、本株式交換の実施を前提としておりません。

### 3. 交換対価として当社株式を選択した理由

当社およびマーメイド広海は、本株式交換の対価として、当社株式を選択いたしました。

当社の株式は、株式会社東京証券取引所に上場しており、本株式交換後における取引機会が確保されていることから、本株式交換の対価として、当社の普通株式を選択することが相当であると判断いたしました。

### 4. 株式交換完全親会社となる当社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により、増加する当社の資本金および準備金は以下のとおりです。

資本金 0円

資本準備金 0円

かかる内容は、当社の資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定されたものであり、相当であると判断しております。

別紙③ 計算書類等（株式会社マーメイド広海）

次ページ以降をご参照ください。

# 第 9 8 期 事 業 報 告

自 2 0 2 0 年 4 月 1 日  
至 2 0 2 1 年 3 月 3 1 日

静岡県浜松市西区湖東町 1 9 7 0 番地の 1  
株式会社マーメイド広海

## 営業の概況

当第 98 期は、A 棟倉庫、B 棟倉庫ともに㈱サンワネットに、C 棟倉庫については㈱ホームロジスティクスに引き続き賃貸することができました。

以上のことから、2020 年度は年間を通して、安定した賃貸契約を継続することができ、営業収入は前年度と同様の 80 百万円となりました。

また、一般管理費については前年度比 3 百万円増の 38 百万円となり、営業利益は 43 百万円となりました。

経常利益は、前年度比 3 百万減の 46 百万円となり、税引き後の当期利益は、前年度比 6 百万減の 27 百万円となりました。

わが国経済は、前年度から引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により依然として先行き不透明な状況であり、事業継続の危機に瀕している企業も出てきています。一方、新型コロナウイルスワクチン接種やオリンピック・パラリンピックの開催による経済復帰の光明もあります。

今後は、アフターコロナによる業態の変革や予期せぬ災害なども考えられます。当社は、経年劣化による建物等の大規模な修理・修繕費に対応するためにも、内部留保に努めつつ、次年度第 99 期については、賃貸相手先二社との現行契約を維持・継続することを第一義とし、経営に努めていきたいと考えます。

株主の皆様には、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 貸借対照表

2021年3月31日現在

(株)マーメイド広海

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>347,750,590</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,292,461</b>
現金	0	短期借入金	0
預金	30,701,307	未払法人税等	4,617,500
預け金	316,436,079	未払金	980,500
前払費用	613,204	未払消費税	1,459,469
繰延税金資産	0	預り金	24,992
未収入金	0	前受金	1,210,000
<b>固定資産</b>	<b>120,988,121</b>	<b>固定負債</b>	<b>15,580,800</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>120,225,640</b>	敷金	15,580,800
建物	106,627,030	長期借入金	0
構築物	3,647,129	<b>負債合計</b>	<b>23,873,261</b>
器具備品	1	<b>資本の部</b>	
土地	9,951,480	<b>資本金</b>	<b>60,000,000</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>762,481</b>	<b>法定準備金</b>	<b>16,744,490</b>
出資金	50,000	利益準備金	11,400,000
繰延税金資産	338,153	資本準備金	5,344,490
長期前払費用	374,328	<b>利益剰余金</b>	<b>368,120,960</b>
		別途積立金	130,000,000
		当期未処分利益	238,120,960
		(当期利益)	26,778,439
		<b>資本合計</b>	<b>444,865,450</b>
<b>資産合計</b>	<b>468,738,711</b>	<b>負債及び資本合計</b>	<b>468,738,711</b>

(単位:円)

## 損益計算書

自 2020年 4月 1日  
至 2021年 3月31日

(株)マーメイド広海

<b>営業損益</b>		
営業収益		<b>80,397,144</b>
営業収入	80,397,144	
<b>営業費用</b>		
一般管理費	37,604,188	<b>37,604,188</b>
<b>営業利益</b>		<b>42,792,956</b>
<b>営業外損益</b>		
<b>営業外収益</b>	<b>3,106,585</b>	
受取利息	3,061,422	
雑収入	45,163	
<b>営業外費用</b>		
支払利息	0	
雑損	0	
<b>経常利益</b>		<b>45,899,541</b>
<b>特別損益</b>		
特別利益	0	<b>-6,640,286</b>
特別損失	6,640,286	
<b>税引前当期利益</b>		<b>39,259,255</b>
法人税等	12,186,300	
法人税等調整額	294,516	
<b>当期利益</b>		<b>26,778,439</b>
前期繰越利益	211,342,521	
<b>当期未処分利益</b>		<b>238,120,960</b>

(単位:円)

## 株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

単位 千円

	株 主 資 本						純資産 合 計
	資本金	資 本 準備金	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	株主資本 合 計	
前期末残高	60,000	5,344	11,400	130,000	223,343	430,087	430,087
当期変動額							
剰余金の配当					-12,000	-12,000	-12,000
利益剰余金の積立							
当期純利益					26,778	26,778	26,778
当期変動額合計					14,778	14,778	14,778
当期末残高	60,000	5,344	11,400	130,000	238,121	444,865	444,865

(注) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

## 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 固定資産の減価償却の方法は定率法及び定額法を採用しています。
- (2) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

### 2. 株主資本変動計算書に関する注記

- (1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数 1,600,000株
- (2) 当該事業年度の末日における自己株式の数 0株
- (3) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2020年6月23日の定時株主総会において第97期期末配当は次の通り決議

- |             |            |
|-------------|------------|
| ① 配当金の総額    | 6,000,000円 |
| ② 配当金の原資    | 利益剰余金      |
| ③ 1株当たりの配当額 | 3円75銭      |
| ④ 基準日       | 2020年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日     | 2020年6月24日 |

2020年10月26日の定時取締役会において第98期中間配当は次の通り決議

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ① 配当金の総額    | 6,000,000円  |
| ② 配当金の原資    | 利益剰余金       |
| ③ 1株当たりの配当額 | 3円75銭       |
| ④ 基準日       | 2020年9月30日  |
| ⑤ 効力発生日     | 2020年10月27日 |

- (4) 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2021年6月24日の定時株主総会において第98期期末配当は次の通り決議を予定

- |             |            |
|-------------|------------|
| ① 配当金の総額    | 6,000,000円 |
| ② 配当金の原資    | 利益剰余金      |
| ③ 1株当たりの配当額 | 3円75銭      |
| ④ 基準日       | 2021年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日     | 2021年6月25日 |